死因究明の推進にかかる取組について

文部科学省 高等教育局医学教育課



死因究明等推進計画の推進状況(令和2年3月末現在)

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全 国的な整備

- 協議会・令和2年3月末において、38都道府県に死因究明等推進協議会が設置
 - ・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の 財政支援を実施

・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師 派遣等の協力に関する協定を締結

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

- 大学 ・ 文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を
 - ・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備の ため、国公私立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助 金を通じて支援

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師 等の人材の育成及び資質の向上

検視官

- ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する 職員を対象に専門的な研修を実施
- 鑑識官・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

・厚生労働省において、令和元年度中、日本医師会に委託して「死体検案研修 検案医 会(基礎)」を10月に東京で実施(修了者176名)し、また、「死体検案 研修会(上級)」を東京(9月・1月)、福岡(10月・12月)でそれぞれ 実施(修了者計87名)

- CT等 ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び 死亡時画像診断事例を検証
 - ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を令和 元年11月、東京で実施(修了者87名)
 - ・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を
 - ・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例 に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

臨場率 ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、令和元年中における 検視官の臨場率が81.3%に向上

・令和元年中、司法解剖8,243体、死因・身元調査法に基づく解剖 3、167体、その他の解剖(監察医による解剖・遺族の承諾による解剖) 7.913体を実施

(警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く)

鑑識官・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を61の海上保安部署に配備

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県 の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施

研究・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援 ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」を 推進

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のた めの科学的な調査の活用

CT

- 薬毒物・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積 極的な実施を推進
 - ・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病 院との協力関係を強化・構築

科捜研・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物 の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的 な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

DNA ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・ 保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始

・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資す る歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の 促准

・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要 に応じて関係行政機関に通報

遺族 説明

- ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にでき るだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
- ・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライ バシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

死因究明等推進基本法の概要

令和元年6月12日、「死因究明等推進基本法」が公布されました。同法は令和2年4月1日から施行されます。

目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながること、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条~第6条】

- ① 国:死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する
- ② 地方公共団体:国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
- ③ 大学:死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携 を図りながら協力しなければならない。

基本的施策【第10条~第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、 適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係る データベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明 の促進
- 9 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

死因究明等の推進について

◆ 関係機関・団体と緊密に連携しつつ、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等の推進 に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

(平成26年6月13日 26高医教第9号 医学教育課長通知)

◆ 各都道府県より死因究明等推進協議会(仮称)への参加等の依頼があった場合は、御協力 いただきますようお願い申し上げます。

(平成26年9月5日 26高医教第18号 医学教育課長通知)

死因究明等推進計画(H26.6.13閣議決定) [一部抜粋]

- 第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策
 - 1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - 2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、**医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上**
 - 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - 6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - 7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係る データベースの整備
 - 8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

内閣府 H P: 死因究明等推進計画 http://www8.cao.go.jp/kyuumei/law/keikaku.html

医学教育モデル・コア・カリキュラム(抜粋)

【22年度改訂版】

B 医学・医療と社会

(6)死と法

【一般目標】

異状死体の検案について理解する。

【到達目標】

- 1) 異状死について説明できる。
- 2) 異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる。
- 3) 死亡診断書と死体検案書を作成できる。
- 4) 個人識別の方法を説明できる。
- 5)病理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる。
 - ※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、 医学生が卒業時までに身に付けておくべき、必須の実践的診療 能力(知識・技能・態度)を、「ねらい」と「学修目標」として 明確化したもの。(6年間の総学修時間数の2/3程度に相当)
 - ※28年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の 教育は、平成30年4月以降開始。

【28年度改訂版】

B 社会と医学・医療

B-2 法医学と関連法規

B-2-1)死と法

ねらい:死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

学修目標:

- ①植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定を説明できる。
- ②異状死・異状死体の取り扱いと死体検案を説明できる。
- ③死亡診断書と死体検案書を作成できる。
- ④個人識別の方法を説明できる。
- ⑤病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、 承諾解剖)を説明できる。

B-2-2)診療情報と諸証明書

ねらい:診療情報の利用方法、情報管理とプライバシー保護について学ぶ。 学修目標:

- ①診療録(カルテ)に関する基本的な知識(診療録の管理と保存 (電子カルテを含む)、診療録の内容、診療情報の開示、 プライバシー保護、セキュリティー、問題志向型医療記録<POMR>、 主観的所見、客観的所見、評価、計画(subjective, objective, assessment, plan<SOAP>))を説明でき、実際に作成できる。
- ②診療に関する諸記録(処方箋、入院診療計画書、検査・画像・手術の記録、退院時要約)を説明できる。
- ③診断書、<mark>検案書</mark>、証明書(診断書、出生証明書、死産証書、<mark>死胎検案書</mark>、 死亡診断書、死体検案書)を説明できる。
- ④電子化された診療情報の作成ができ、管理を説明できる。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム(抜粋)

【22年度改訂版】

- B 社会と歯学
- B-2 健康と社会、環境
- B-2-3)歯科による個人識別
- 【一般目標】

歯科による個人識別の重要性を理解する。

【到達目標】

- ①個人識別について説明できる。
- ②歯科による個人識別について説明できる。

- ※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、 歯学生が卒業時までに身に付けておくべき、必須の実践的診療 能力(知識・技能・態度)を、「ねらい」と「学修目標」として 明確化したもの。(6年間の総学修時間数の6割程度に相当)
- ※28年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の教育は、平成30年4月以降開始。

【28年度改訂版】

- B 社会と歯学
- B-2 健康と社会、環境
- B-2-3)歯科による個人識別

ねらい: 大規模災害時等における身元確認等に資するために、 歯科による個人識別の重要性を理解する。

学修目標:

- ①歯科による個人識別を説明できる。
- ②歯科医師による身元確認や関連する死因究明等の制度を 説明できる。

C 生命科学

- C-5 病因と病態
- C-5-7)個体の死

ねらい:個体の死の病因と病態を理解する。

学修目標:

①死の概念と生物学的な死を説明できる。

薬学教育モデル・コアカリキュラム(抜粋)

薬学教育モデル・コアカリキュラムにおける、薬毒物分析に関連する事例

【14年度版 薬学教育モデル・コアカリキュラム】

C 薬学専門教育

C2 化学物質の分析

一般目標:化学物質(医薬品を含む)をその性質に基づいて分析できるようになるために、物質の定性、定量などに必要な基本的知識と技能を修得する。

(3)分析技術の臨床応用

【薬毒物の分析】

到達目標:

- 1) 毒物中毒における生体試料の取扱いについて説明できる。
- 2)代表的な中毒原因物質(乱用薬物を含む)のスクリーニング法を列挙し、説明できる。
- 3) 代表的な中毒原因物質を分析できる。

C12 環境

(1) 化学物質の生体への影響

【化学物質による中毒と処置】

2) 化学物質の中毒量、作用器官、中毒症状、救急処置法、 解毒法を検索することができる。

【15年度版 実務実習モデル・コアカリキュラム】

《中毒医療への貢献》

到達目標:

- 4. 薬物中毒患者の中毒原因物質の検出方法と解毒方法について討議する。
- ※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、 薬学生が卒業時までに身に付けておくべき、必須の能力(知識・ 技能・態度)を、「一般目標」と「到達目標」として明確化した もの。(6年間の総学修時間数の7割程度に相当)
- ※25年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の 教育は、平成27年4月以降開始。

【25年度改訂版 薬学教育モデル・コアカリキュラム】

C 薬学基礎

C2 化学物質の分析

(3) 化学物質の定性分析・定量分析

GIO: 化学物質の定性分析および定量分析に関する基本的事項を修得する。

(4) 機器を用いる分析法

GIO:機器を用いる分析法の原理とその応用に関する基本的事項を修得する。

D 衛生薬学

D2 環境

(1)化学物質・放射線の生体への影響

GIO: 化学物質などの生体への有害作用を回避し、適正に使用できるようになるために、化学物質の毒性などに関する基本的事項を修得する。

【①化学物質の毒性】

7.代表的な中毒原因物質(乱用薬物を含む)の試験法を列挙し、概説できる。

【薬学アドバンスト教育ガイドライン(例示)(※)】

(※)上記コアカリ(25改訂版)に加え、大学の特色や学生の進路に応じて 履修することが望まれる教育内容について例示したもの

C 薬学基礎

C2 化学物質の分析

【⑩分析の準備】

1. 分析目的に即した試料の前処理法を実践できる。

【⑪分析技術】

1. 臨床分析で用いられる代表的な分析法を実践できる。

D 衛生薬学

D2 環境

- 【②化学物質の安全性評価と適正使用】
 - 2. 薬物中毒における生体試料の取扱いについて説明できる。
 - 3. 代表的な中毒原因物質を分析できる。

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備 -令和2年度 死因究明等関連予算-

令和2年度予算額4.3億円(令和元年度予算額4.5億円)

- (1) 国立大学法人における法医人材養成(※)
 - ※ 国立大学法人運営費交付金の内数

- ○令和2年度予算額3.8億円 (令和元年度予算額3.8億円)
- (2)大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」 ○令和2年度予算額0.6億円 (令和元年度予算額0.8億円)
- ○国立大学運営費交付金
- ○大学改革推進等補助金

新潟大学

●「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる 高度専門職業人養成プログラム」(H29年度~)

北海道大学

●「死因究明等を担う法医学的知識を有 する人材育成プラン」(H28年度~)

(R2.5現在)

名古屋大学 ● 「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」

(名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、愛知医科大学と連携) (H29~R3年度)

広島大学

●「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因究明に 必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指 して-」(H29年度~)

長崎大学

- ●「死因究明高度専門職業人養成事業」 (H22~26年度)
- ●「学際的アプローチによる死因究明医育成セ ンターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェ クトI (H27年度~)

東北大学

- 「法医養成教育プログラムの開発」(H22~26年度)
- 「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する 『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェ クト」(H27年度~)

筑波大学

● 「病理専門医資格を担保した基礎研究医育成」 (自治医科大学、獨協医科大学と連携) (H29~R3年度)

千葉大学

- ●「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル:多職 種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26年度~)
- 「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」 (群馬大学、山梨大学と連携)(H29~R3年度)

大阪大学

東京医科歯科大学

東京大学

(H29~R3年度)

● 「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」 (H25~H27年度)

(福島県立医科大学、順天堂大学と連携)

● 「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度~)

●「福島関東病理法医連携プログラム『つなぐ』|

●「『死因究明学』の創造と担い手養成プラン」(H26年度~)

横浜市立大学

● 「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」 (琉球大学、北里大学、龍谷大学と連携) (H29~R3年度)

国立大学法人運営費交付金による法医人材養成

事業概要

法医学教育センターを設置し、医学研究科内のAiセンターを活用して、複数

の部局が連携し合うことで、学部教育や大学院教育などの充実化を図り死因

キャリアパスに関する実績等

・本プログラム修了者1名が科学捜査研

大学名

北海道大

事業名

死因究明等を担う法医学的知識を有す

学	る人材育成プラン	究明を推進するため、法医解剖や病理解剖、死後画像診断、薬毒物検査、 歯科所見による身元確認、などの適切な判断・対応を担う人材の育成を行う。	究所に就職
東北大学	高度化・多様化する死因究明・身元確 認に対応する「法医・法歯・法放射線シ ナジーセンター」プロジェクト	死因究明・身元確認への課題に対し、法医・法歯・Aiセンターの各分野・施設が密に連携し、法医・法歯人材育成に資するシナジーセンターを設置、融合型研究の活性化とこれに基づく法医教育プログラムを開発・実践し、安全・安心社会に向けた貢献を行う。	・法医学分野の教員ポストを確保し、4 名を雇用
千葉大学	多職種連携による次世代型法医学者人 材育成 - 国民の安全・安心に資する魅力ある法医学者の育成を目指して -	法医学教育研究センターを設置し、学内外から医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師等のコメディカルを集め、多面的な観点から死因究明等を実施できる人材を育成し、医師及び歯科医師以外の人材にキャリアパスモデルを提供する。	・大学院及び法医学教育研究センターに 教員・技術 職員ポストを確保し、18名を雇用
東京医科 歯科大学	精度の高い死因究明のための人材養成 プロジェクト 〜法医学、法歯学、薬物分 析に関する総合的人材育成を目指して 〜	我が国における体系的な死因究明制度を支える法医解剖専門医、薬物・生体試料分析技術者、法歯学者の育成を図るとともに、大規模災害時等の身元不明者の迅速な個人識別に貢献する。	・法医学分野の教員ポストを確保し、2 名を雇用 ・他大学の法医学教室や東京都監察医 務院等に教員・技術職員として計6名が 就職
新潟大学	災害・脳・法律に精通した死因究明に携 わる高度専門職業人養成プログラム	死因究明センターを死因究明教育・実務センターに改組して、死因究明人材養成プログラムを実施する。災害,脳及び実法律の知識を兼ね備える死因究明医及び死因究明専門職業人を養成し、日本海側ラインにおける人材養成及び死因究明のコアセンターとする。	・死因究明教育センターに教員・研究員 ポストを確保し、2名を雇用 ・法医学分野の技術職員として、1名を 雇用 ・大学病院に医員のポストを確保予定
大阪大学	「死因究明学」の創造と担い手養成プラン	旧来の学問体系の垣根を越え、医・歯・薬の3つの研究科が連携し、新たに、「死因究明学」という学問領域を立ち上げる。科学的な検討による死因診断ガイドラインを構築すると共に、死因究明医、法歯科医、薬毒物分析専門家等の多角的アカデミアの養成を行う。	・大学院に教員ポストを確保 ・本プログラムの修了生 2 0 名は、死体 検案医、検死官、監察医事務所職員等 として活躍中
広島大学	死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-	死因究明制度の確立・普及と法医学関連領域の専門家の不足解消を目指して「死因究明教育研究センター」を設置し、法医学・歯科法医学・画像診断学等の多分野に渡る領域横断型の死因究明専門家の育成と最先端教育研究拠点の形成を行う。	・領域横断型の死因究明専門家を養成 ※平成29年度後期に教育プログラムを 開設したため、修了者不在により実績な し
長崎大学	学際的アプローチによる死因究明医育成センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト	死因究明・法医学専門家の教育拠点を学際的アプローチにて樹立し、この場を利用して、多様化する法医実務に対応できる人材養成(法医学専門医、法歯学専門医、死後画像診断医、法中毒専門家等)を行う。	・生命科学域に助教ポストを確保し、2 名を雇用 ・死因究明医育成センターに助教ポストを 確保予定 8

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

基礎研究医養成活性化プログラム

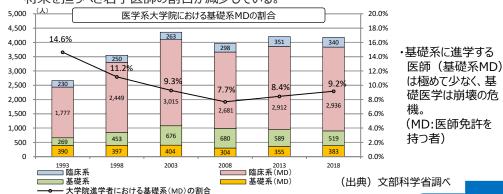
令和2年度予算額 (前年度予算額

0.8億円)

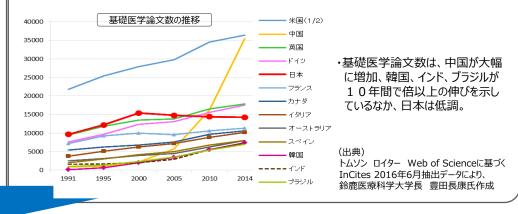
0.6億円

文部科学省

①医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への 橋渡し研究においても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学研究においては特に 将来を担うべき若手医師の割合が減少している。



②近年、中国や韓国等の新興国においても基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に 追い上げてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にある。



対応策

獨協医科大学医学部

他大学医学部

■取組の例:病理専門医資格を担保した基礎研究医養成(筑波大学)

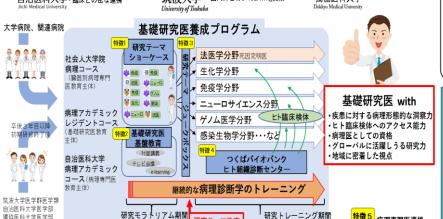
・呼吸器,消化器領域の専門性 ・形態・分子両面からの研究 癌の微小環境研究 自治医科大学・臨床との密な連携 大学病院、関連病院

・ トランスボーダー医学研究拠点 グローバルな大学院教育 筑波大学 国内外とのe-learning実績

H 各基礎医学遺座が推進 する独創的研究 獨協医科大学

病理専門医資格

職器別病理専門医資格



-事業期間:最大5年間財政支援(平成29年度~令和3年度)

1~(2)年目

-選定件数·単価:5件×1,200万円

- 「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)
- ・医療の研究開発を持続的に進めるためには、基礎研究を強化し、画期なシーズが常に産み出されることが必要である。
- 「死因究明等推進計画」(平成26年6月13日閣議決定)
- 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ・死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、 引き続き、取組の継続 ・拡大に努めていく。
- 「死因究明等推進基本法」(令和2年4月施行)(抜粋)

死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

【取組・期待される成果】

- ①基礎医学における分野*のうち各大学の強みを踏まえた基礎研究医養成のための連携体制を 構築。
 - * 法医学、解剖学、生理学、生化学、病理学、免疫学、細菌・ウィルス学、薬理学、公衆衛生学、その他
- ②海外機関も含めた人材の交流による教育プログラムの活性化や、キャリアパス(国際機関、 研究機関への就職、テニュアポストの確保)の構築。

基礎研究において、成果の臨床応用をイメージできる医師の立場から研究に関わる人材がより 多く関わることにより、基礎研究が強化され、真に実効性のある応用研究が推進できるほか、画 期的なシーズが常に産み出される環境を構築。

病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保 (基礎研究医養成活性化プログラム) のこれまでの成果について

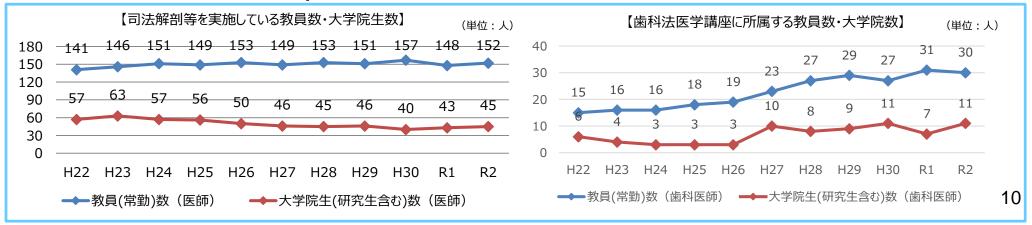
1. 各大学の実績

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は令和元年度までの受入人数	キャリアパスに関する計画
筑波大学	病理専門医資格を担保した基礎研究医	病理専門医、臓器別病理専門医	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
(自治医科大学,獨協医科大学)	育成	(病理学・法医学分野合わせて8人)	
千葉大学	病理・法医学教育イノベーションハブの	病理研究医、法医学研究医	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を
(群馬大学,山梨大学)	構築	(病理学・法医学・その他分野合わせて8人)	確保
東京大学	福島関東病理法医連携プログラム	病理専門医	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
(福島県立医科大学,順天堂大学)	「つなぐ」	(病理学分野7人)	
名古屋大学 (名古屋市立大学,岐阜大学,三重大 学,浜松医科大学,愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医 の養成	病理学研究医、法医学研究医 (病理学・法医学分野合わせて56人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学	実践力と研究力を備えた法医学者育成	法医学研究者	・法医学関連領域のポスト等を確保
(琉球大学,北里大学,龍谷大学)	事業	(法医学分野2人)	

2. 本プログラムの成果

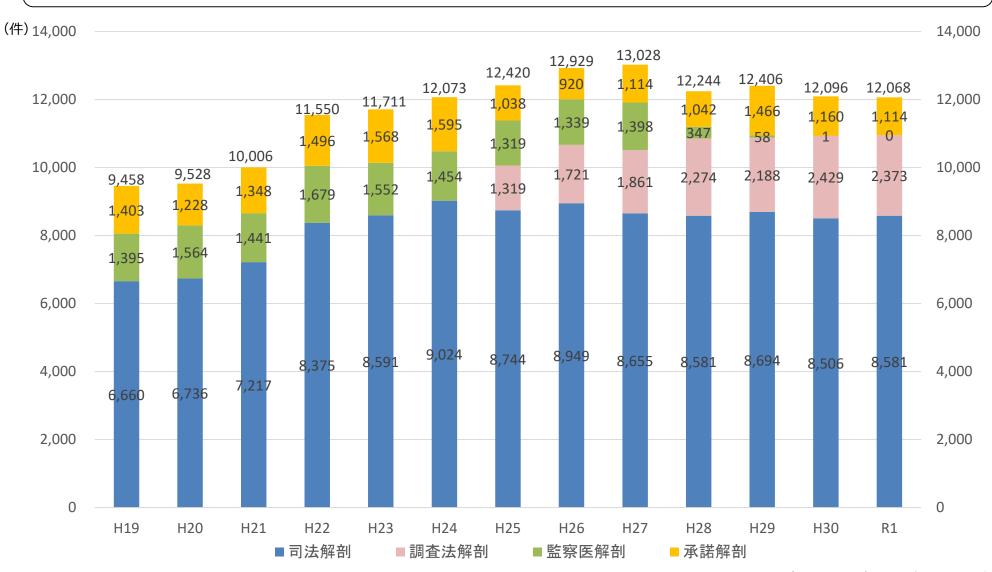
- ○平成29年度から開始した「病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保」(基礎研究医養成活性化プログラム)については、大学院博士課程(修業年限4年)において、病理学や法医学分野の基礎研究医を養成するための事業であり、3年間で81人の履修者を受け入れ、順調に質の高い病理研究医等の基礎研究医養成に取り組んでいる。
- ○複数の大学と連携して、病理学等に関するセミナーやシンポジウムを開催(3年間で開催回数327回、参加人数10,234人)し、基礎研究の質の向上やプログラムの普及促進等に取り組んでいる。

3. 法医学分野等の関係教員数等の推移(参考)



大学における司法解剖等の実施件数推移

大学における解剖件数は平成24年度以降、1万2~3千件程度で推移している。



大学における死亡時画像診断及び検死立ち会い件数

大学における死亡時画像診断及び検死立ち会い件数は、目に見えて増加傾向にある。

〇死亡時画像診断(Autopsy Imaging)活用件数 〇検死立会件数

